

情報通信行政・郵政行政審議会  
有線放送部会（第1回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年10月8日(水) 10時30分～11時27分  
於、801会議室

第2 出席した委員等（敬称略）

大谷 和子、岡村 久道、小松 尚久、根元 義章

（以上4名）

第3 出席した関係職員等

山川 鉄郎（情報流通行政局長）、久保田 誠之（官房審議官）、今林 顯一（情報流通行政局 総務課長）、吉田 真人（放送政策課長）、平口 愛一郎（地域放送課長）、野崎 雅稔（地域放送課技術企画官）

（事務局）

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

（1）部会長の選出及び部会長代理の指名について

（2）諮問を要しない軽微な事項について

（3）報告事項

ア ケーブルテレビの現状について

イ 区域外再送信の現状について

（4）諮問事項

石見銀山テレビ放送株式会社の有線テレビジョン放送施設の設置許可について

【諮問第2001号】（非公開）

## 開 会

○永利総務課課長補佐 時間になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会第1回を開催いたします。

本日は、委員の皆様の互選により部会長が選出されますまでの間、事務局におきまして議事の進行を務めさせていただきます。私は情報流通行政局総務課課長補佐の永利でございます。よろしくお願いいたします。

また、本日の会議は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第9条第1項ただし書きの規定により、一部非公開にて行います。したがって、傍聴の方々には非公開とする議題が始まる前に退出していただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、総務省の組織再編に伴いまして、当審議会のもとで新たな有線放送部会としてスタートいたしましたので、委員の皆様から自己紹介をいただければと存じます。大谷委員からよろしくお願いいたします。

○大谷委員 大谷と申します。日本総合研究所という会社で企業法務を担当しております。企業法務の実務家の観点に加えて、みずからも有線放送を視聴する生活者の視点ということも見失わずに、この部会に参加させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○岡村委員 岡村久道でございます。本業は弁護士をしておりますが、国立情報学研究所の客員教授をする傍ら、神戸大学のロースクールで知的財産権を教えております。私、日ごろはどちらかというと、違法有害情報対策や、迷惑メール対策をやっている傍ら、ICT成長力懇談会等々を担当させていただいております。

この有線放送部会は、今後の放送の中でも非常に大きな要素を占めるものであるということで、大変重い責任を感じております。よろしくお願いいたします。

○根元委員 東北大学の根元と申します。3月まで大学院情報科学研究科におりまして、情報ネットワークシステムに関する研究に従事してまいりました。主にネットワークのマネジメントという立場で研究を進めております。4月から突然大学の理事をやれということで、教授併任ということでやらせてもらっています。東北大学の教育と情報システム担当の理事ということでございますので、よろしくお願いいたします。当有線放送部会には、以前より参加させていただいておりまして、私の専門分野の立場から審議に参加させていただいておりますし、また様々勉強させていただいております。ど

うぞよろしくお願いいたします。

○小松委員 早稲田大学理工学術院基幹理工学部情報理工学科の小松と申します。学術院という名称は、2007年度に早稲田大学が改組いたしまして、学部と大学院、それから附置の研究所を含めて理工学術院となっております。

私の研究分野は情報ネットワークの安全性、信頼性、安全性の中では特に、認証技術に興味を持って研究を進めております。この有線放送部会で、私自身も勉強させていただきながら、少しでもお役に立てればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○永利総務課課長補佐 ありがとうございます。続きまして、総務省職員から自己紹介をいたします。

○山川情報流通行政局長 情報流通行政局長の山川でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様方には大変お世話になります。今後ともよろしくご指導の程お願いしたいと思います。放送の世界に戻ってくるのは久しぶりでございますが、有線放送には非常に大きな可能性があると思っております。特に私どもは、今地上デジタル放送への円滑な移行に取り組んでおりますが、そうした中でも有線放送の果たすべき役割は非常に大きなものがあると期待しております。よろしくお願いいたします。

○久保田官房審議官 官房審議官の久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○今林総務課長 総務課長の今林でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田放送政策課長 放送政策課長の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

○平口地域放送課長 地域放送課長の平口です。よろしくお願いいたします。

○野崎技術企画官 地域放送課技術企画官の野崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○永利総務課課長補佐 本日は委員7名中4名のご出席で、定足数を満たしております。それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと存じます。まず部会長の選出をお願いしたいと思いますが、情報通信行政・郵政行政審議会令第6条第3項の規定により、部会長は委員の互選により選任することになっておりますので、委員の皆様からご推薦をいただければと存じます。

○大谷委員 皆様それぞれに情報通信の世界での経験がご豊富でいらっしゃいますが、やはり情報通信審議会の有線放送部会で部会長として議論の取りまとめに高いご見識を示された東北大学理事の根元委員が適任であると思っておりますので、根元委員をご推薦したいと思います。

○永利総務課課長補佐 ありがとうございます。ただいま大谷委員から根元委員を部会長というご推薦がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○永利総務課課長補佐 ありがとうございます。それでは、根元委員に部会長をお願いしたいと思います。

○根元部会長 それでは、ただいま部会長に選出されましたので、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。先ほど山川局長からお話がありましたが、ケーブルテレビは我が国においても情報インフラとして大きなポジションと役割を担うようになったと思います。発生自体がテレビの難視対策をケーブルで行うということだったわけですが、技術の進歩、世の中の動向が変わりまして、今やブロードバンドを支えるもの、それからもちろん放送を支えるものとして、非常に大きな意味を持ち、国民生活に大事な役割を果たしていると思っております。このような中で、当部会といたしましても、今後の我が国のケーブルテレビの発展と活性に寄与すべく、ここで審議すべき事項に関しましては、効率的かつ迅速に進めたいと考えております。皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○永利総務課課長補佐 ありがとうございます。それではこの後の議事につきましては、部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○根元部会長 それでは議事を進めさせていただきます。まず私が部会長としてご指名いただいたわけですが、私が何らかの都合で審議会を主宰できない場合の代行を決めたいと思います。部会長代理は、規定によりまして部会長が指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきますと思います。部会長代理には、幅広い助言をいただきたいことから、株式会社ユーディットの代表取締役でいらっしゃる関根委員をお願いしたいと思います。情報通信審議会での部会長代理も関根委員をお願いいたしまして、それを踏まえてのお願いでございます。あいにく関根委員は本日ご欠席でいらっしゃいますので、後日事務局から関根委員のご承諾をいただいた上でお願いしたいと思います。

○永利総務課課長補佐 承知いたしました。

○根元部会長 それでは次に議題の2番になりますが、諮問を要しない軽微な事項についてでございます。当部会の専決事項であります有線テレビジョン放送法第26条の2のただし書きの「軽微な事項」の認定について、お諮りすることといたします。事務局

から説明をお願いしたいと思います。

○永利総務課課長補佐 お手元に配付しております資料1-1をごらんいただきたいと存じます。諮問を要しない軽微な事項について（案）ということで、本件につきまして情報通信審議会の部会であった有線放送部会の所掌事務が移管され、当審議会の有線放送部会になったということで、それに伴う措置でございます。本日付で、当審議会の有線放送部会決定ということでお願いしたいと思います。内容的には以前のものに変更ございません。以上でございます。

○根元部会長 今ご説明いただいたわけですが、軽微な事項について認めるとは、どのようにすればいいのですか。実際の軽微な案件はこの会議にはないのですか。

○永利総務課課長補佐 委員の皆様から特に異議なしということであれば、この案を決定していただきたいと思っております。実際に軽微な事項としてお認めいただきたい案件ができましたら、この決定に基づいてお諮りするということでございます。

○根元部会長 わかりました。資料1-1をごらんいただきますと、軽微な事項については迅速に取り扱うということでございます。これまでもそうだったと思いますが、それを今後とも続けていくということでございますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○根元部会長 ではそのようにさせていただきたいと思えます。

続きまして、次の議題、報告事項に移らせていただきたいと思えます。最初に、ケーブルテレビの現状について、総務省からご報告をお願いしたいと思います。

○平口地域放送課長 それでは資料1-2、ケーブルテレビの現状についてという資料に基づきまして概略を説明させていただきます。まず1ページをお開きいただきたいと思います。この資料は、ケーブルテレビの施設数及び事業者数を掲げているものでございます。平成20年3月末現在でケーブルテレビの施設は緑色の行の下のケーブルテレビ全体というところですが、施設数7万4,841、事業者数4万2,971でございます。501端子以上の施設は有線テレビジョン放送法の規定により、総務大臣の許可を要することとなっております、その青い行ですが、自主放送を行うものの許可施設は施設数714、事業者数は518となっております。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。2ページ目はここ10年ほどの、今申し上げました自主許可のケーブルテレビの加入世帯数、それから普及率の推移でございます。ごらんいただけますように、棒グラフの加入世帯数、普及率ともに堅

調に増加しており、昨年度末のケーブルテレビの加入世帯数は2,194万世帯、世帯普及率は42.4%となっております。

3ページ目でございます。こちらは各都道府県別のケーブルテレビの普及率を色分けして図示したものでございます。赤色が一番普及率の高いところで、以下紫、水色、緑、黄色の順に普及率が低くなっております。普及率は都道府県ごとにまちまちでございますが、地域によってさまざまな理由があるようです。最も普及率が高いのは山梨県で85.4%、続いて三重県の75.7%、大阪府の68.2%となっている状況で、一方普及率が最も低いのは福島県で、0.9%となっております。

4ページ目が、有線テレビジョン放送施設の新規設置許可状況についてでございます。昨年4月1日から本年9月末までの1年半の間に、ごらんいただけますとおり新たに12施設を許可したところでございます。

5ページ目でございますが、過去5年間の経営状況の変化でございます。経営状況は全体として改善してきている状況でございます。四角囲みの2つ目のポツのところですが、累積黒字の事業者数及びその全体に占める割合は大幅に増加ということで、累積黒字のところ、下の図でいきますと水色と群青色を足したところですが、35.9%が54.5%、水色だけの単黒・累積黒字の事業者も34.3%から52.3%と経営状況がよくなっている状況でございます。

それから資料1-2の最後、6ページでございます。電気通信役務利用放送事業者の登録状況についてでございます。有線テレビジョン放送法におけるケーブルテレビ事業者というのは、自前の設備を使って有線テレビジョン放送を行う事業者でございますが、ここに掲げさせていただいております電気通信役務利用放送事業者は、電気通信事業者の光ファイバー回線など、電気通信役務の提供を受けまして、その電気通信役務の提供を受けた施設を使って有線放送を行う事業者でございます。こちらは電気通信役務利用放送法という有線テレビジョン放送法とは別の法体系で規律されることになっておりまして、登録制度となっております。

この登録を受けた事業者につきましては、現在20事業者となっております。このうち方式のところ、従来方式と書いてありますものが有線テレビジョン放送で使っている伝送方式と同様の方式、注1のところにありますRF方式で放送を流しております。また、下のIPマルチキャスト方式と書いてありますが、インターネット・プロトコルを用いた形式で放送を行っている事業者でございます。

簡単ではございますが、以上がケーブルテレビの現状についての説明でございます。

○根元部会長 ケーブルテレビの現状についてご報告をいただきましたが、何かご質問はございますか。

2 ページの都市型ケーブルテレビについて、都市型という定義はどのようなものでしたでしょうか。

○野崎技術企画官 都市型ケーブルテレビというのは、今と10年前はカテゴリーが違っておりまして、多チャンネル等のサービスを行う事業者という括りで統計をとったようでした、統計の仕方が変わっていますのでこういうように注記させていただいております。

○根元部会長 都市型という言い方は、何かよくわかりませんね。都市型以外は何と云うのでしょうか。

○野崎技術企画官 そのときの統計の区分をまた整理してご報告させていただきますが、基本的には再送信だけというケーブルテレビ事業者ではなくて、多チャンネル放送をしている事業者をこういう括りで統計をとっていたと聞いております。

○根元部会長 それから普及率ですが、福島県は私の隣の県なのですが、0.9は本当ですか。あまりにも低過ぎる気がするのですが。

○平口地域放送課長 人口集積した大きな都市が、郡山、福島、会津若松と分散していて投資のメリットがない、あと県南では東京波が直接アンテナで受信できてしまう等、いろいろな理由で少し低いと伺っております。

○根元部会長 そうですか。ほかにご質問よろしいですか。

それではこういう状況だということを委員の先生方にはご理解いただいて、審議の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは次の報告に移らせていただきたいと思います。区域外再送信の現状についてでございます。総務省からご報告をお願いしたいと思います。

○平口地域放送課長 資料1-3、区域外再送信の現状についてという資料に沿ってご報告を申し上げます。1 ページをお開きいただきたいと思います。一般的に地上波の放送事業者は、県単位を基本とする地域において放送番組を提供しておりまして、その放送番組をケーブルテレビ事業者が受信して、みずからの視聴者に対して放送することを、再送信と呼んでおります。この再送信には、地上放送が行われている地域内で再送信を行います区域内の再送信と、隣の県など地上波の放送事業者の放送対象地域外において

再送信を行う区域外再送信があります。

1 ページの下の図をごらんいただきますと、A県にあるX放送局の放送を、B県にあるケーブルテレビ事業者が受信しまして、B県内の視聴者に再送信していくことを区域外再送信と呼んでおります。ケーブルテレビ事業者が区域内、区域外の区別にかかわらず地上放送を再送信する場合は、丸の2つ目でございますが、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され、または歪曲されないことを担保するという趣旨から、ケーブル事業者は放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、この場合でいきますとX放送局ですが、放送事業者の同意を得ることが必要と法律上なっております。

2 ページをごらんいただきたいと思いますが、区域内の再送信につきましては、これまで大きな問題なく再送信が行われてきておりますが、一方で区域外再送信につきましては他県の番組もあわせて視聴できることとなりますので、実質的にその県のチャンネル数を増やすこととなりまして、既存の地上放送事業者の視聴率を下げってしまう影響があることから、地上放送事業者の経営環境が厳しさを増す中で、特に地上デジタル放送については同意を得るための協議が難行するケースが、多数生じております。

3 ページをお開きいただきたいのですが、制度的な規定のところでございます。有線テレビジョン放送法における再送信同意の規定につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。左側の図をごらんいただきながら、適宜右側の点線内の条文をご参照いただければと思っておりますが、まずケーブル事業者が地上放送の再送信を希望する場合、地上放送事業者に対して再送信の同意を要請して、当事者間で協議をしていただくことが基本となっております。その結果、同意がなされれば地上放送を再送信することが可能になります。

一方、図の赤字で書いてあるところですが、地上放送事業者が再送信の同意を拒否しまして、協議が不調となった場合は再送信を行うことはできません。こうした協議が難行したケースでは、ケーブルテレビ事業者が総務大臣に裁定を申請することができるようになっております。申請を受けた総務大臣は地上放送事業者がケーブルテレビ事業者による再送信に同意しないことについて、正当な理由がある場合を除いて、地上放送事業者が再送信を同意すべき旨を裁定することとされております。この正当な理由につきましては、後で説明をさせていただきます。

また1枚お開きいただきたいのですが、4ページをごらんください。4ページの表は、近年、ケーブルテレビ事業者より総務大臣裁定申請があった案件の概要となります。①

の大分県の案件につきましては、平成19年に裁定申請がありまして、有線放送部会から同意すべき旨の答申を19年8月9日にいただきまして、総務大臣の裁定となりました。この処分につきましては、福岡の地上放送事業者から異議の申し立てがなされまして、電波監理審議会に付議していたところでございますが、民法事業者とケーブル事業者の当事者間の協議が調ったことから、本年7月に地上放送事業者から異議申し立ての取り消しが申請されまして、8月に電波監理審議会へ付議を取り消しております。

それから②の中国地方の案件につきましては、これも昨年裁定申請がありまして、有線放送部会における答申を踏まえまして、本年2月に同意すべき旨の裁定をしております。③の長野県の案件につきましては、昨年裁定申請がありまして、有線放送部会においてご審議をいただいていたところでございますが、ケーブルテレビ事業者2社から、本年4月に申請の取り下げがありました。その後、ケーブル事業者と民法事業者とで当事者間の協議が調いまして、本年6月より再送信が行われているという状況になっております。

次に、5ページでございます。今ご説明いたしました①の大分県の裁定案件につきまして答申をいただいた際に、審議会から、点線の囲みの中ですが、制度のあり方について今後幅広く検証すべきというご提言をいただきました。このような答申を踏まえまして、5ページの下に書いておりますが、総務省では有線放送による放送の再送信に関する研究会を開催いたしまして、こうした課題への全体的な対処について議論・検討を行いまして、平成20年3月に報告書を取りまとめていただきました。構成員は3番目に、それからスケジュール、経緯につきましては4番目に書いてあるとおりでございます。

6ページをごらんいただきたいと思います。ここに研究会の最終取りまとめの概要をまとめて書いてございます。1つ目の四角囲みで検討の視点でございますが、研究会では現行制度を前提として、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、運用面での見直しについて重点的にご検討いただきました。

提言の概要ですが、その結果再送信の同意をしない正当な理由については、再送信同意制度による放送事業者の番組編集上の意図の確保と、裁定制度による受信者の利益の確保との調和を図る観点から考えることが適当ということをご提言いただきまして、正当な理由につきましては、①に記載しておりますとおり、放送番組が放送事業者の意に反して一部カットされる場合、異時再送信される場合など、放送番組の同一性やチャンネルイメージに係る、従来この5条件、ポツで5つ書いてありますが、5基準が示され

ておりました。そのほか検討会において、②の放送が受信される地域についての意図についても裁定の基準として示すことが適当とのご提言をいただいております。

最後の丸のところには書いていますが、また、こうした正当な理由の解釈や、協議手続の具体的内容に関するガイドラインを、総務省が策定、公表することが適当とのご提言もいただいております。

それを受けまして、7ページですが、総務省といたしまして、研究会からのご提言を踏まえまして、本年、平成20年4月30日に再送信同意に係るガイドラインを策定いたしました。このガイドラインは再送信同意に関して、事業者間で協議する場合の協議の手続と、総務大臣に裁定申請があった場合に同意裁定とはならない正当な理由について定めたものでございます。

7ページにつきましては事業者の協議手続、8ページで正当な理由の解釈について載せてありますが、まず7ページに協議手続のガイドラインの概要をお示ししておりますが、具体的な内容としましては、1番目として、1にありますとおり法律の目的を踏まえ、誠実に協議を行うといった協議の原則、それから2番目にございます新規に同意を求める場合や、同意を更新する場合、拒絶する場合などの協議手続を定めております。それから3、4にありますとおり、協議手続の終了というのはどういうときか、それから経過措置などについても盛り込んでいるものでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。8ページに正当な理由の解釈につきまして、ガイドラインの概要をお示ししております。ポイントといたしましては、先ほど研究会からのご提言にありましたとおり、放送番組の同一性や、チャンネルイメージの確保にかかわる場合、①から⑤までありますが、すなわち従来の5基準に加えて、放送の地域性に係る意図に関する新たな基準を定めています。2のところです。

これは地上放送事業者が放送を行う地域と地域間の関連性の低い地域、すなわち遠い地域における再送信については、地上放送事業者が番組を制作する際には、予想もしなかった場所で放送が行われることとなり、番組編集上の意図が害されたり、歪曲されたりすることがあるため、正当な理由があるとして同意裁定とはならないこととしたものでございます。

なお、これまでご審議いただいていた裁定案件でも、その他のところに書いてありますが、放送事業者側から繰り返し主張されてきました地元同意については、地元放送事業者等の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含めまして、正当な理由の判断に関

して考慮されないことを明記してございます。

9ページでございますが、こちらがガイドラインの策定と公表にあわせまして、総務省から4月30日付で放送事業者、有線テレビ事業者双方に対してお送りしました通知文書の内容でございます。1にございますとおりガイドラインを活用して、互いに誠意を持って協議をしていただきたいということや、放送事業者の明示の同意なく行われている再送信につきましては、再送信同意の適正化に向けた対応をしていただきたいということを要請しております。また、総務省では、全国の区域外再送信について同意状況や協議状況に関するフォローアップをすることとしており、現在調査結果を取りまとめているところでございます。ガイドラインが策定され、こういう通知を出しまして、各地でいろいろと協議が調ったということもお聞きしております。ただ現在、調査結果はまだ取りまとめ中というところでございます。

区域外再送信の現状につきまして、説明を終わらせていただきます。

○根元部会長　　ただいま区域外再送信の現状について報告をいただきましたが、何かご質問、ご意見はございますか。

この問題は、ここ1年半ぐらい情報通信審議会の有線放送部会のホットな話題で、大変な議論をいたしました。その背景は、要するに手続きがほうっておかれたというか、何もしなかった。業界も、テレビとCATVの経営規模も変わってきてきました。手続きが明確でないので、こういうはずだったという両方の業界の主義主張がございました。我々としても頼りにすべきルールが明確でなく、非常に苦労したわけです。

それで、審議会から総務省に対して、審議する以上ルールがないとどうしようもないと要請しつつ、現行法にのっとって考えられることを、公平でなおかつ現状に沿って、受益者や視聴者にとって損害にならないようにというスタンスで、調整させていただいたという経緯がございます。大谷先生、何かございますか。

○大谷委員　　やはりあのときに非常に苦労させられたのは、ケーブルテレビ事業者の適格性などについて、何が適格なのかというところで、協議の過程での誠実さや、区域外再送信の範囲、そのあたりについて行き違いが多かったことが原因の1つだと思います。その点についてはガイドラインを遵守していただくことによってほぼ解決できると思いますし、フォローアップも予定されているということですので、その結果をご報告いただくことによって、なお不明確な点、それから付議につながりそうな点があるのでしたら対応をしていくということで、いずれにしてもルールを決めたままにしない、運用の

結果を見守るという働きが必要になるのではないかと考えております。

ただ、民間事業者の協議を促進する仕組みは、この法律の枠内でもそうですし、そうではなくても推進していく形を引き続きとることができれば、新しい通信、放送の融合を踏まえた新体系の中でも、よいのではないかと思います。引き続きそういったところにも期待をしたいと考えております。

○根元部会長　ありがとうございます。いかがでしょうか。

○岡村委員　これは質問というより意見ですが、8ページの2の白丸1、2のあたりのところ、特に最初の白丸のところのような形で、現在いわゆる地デジ放送によって、これまでアナログの場合に受信できていた隣接地域での放送が見にくくなるのではという問題がございますが、白丸の2つ目のところで対象地域の隣接市町村での再送信は、同意をしない正当な理由には該当しない、すなわち送ることができるとなっているということで、新たにそうした地デジの問題に対応できる仕組みが示されているということで、非常に安心いたしました。

○根元部会長　小松先生はいかがですか。

○小松委員　この内容は今まで特に問題意識としてはなかったわけですが、ユーザーとしては、CATVはもちろんですが、IPTV等これからのメディアに対する意識がございますので、そういったものも考慮して、地域性等、両者に損はないような検討や対応が必要なのではないかという印象を持ちました。

○根元部会長　では、私から申し上げます。これは本来なら業者同士の話し合いで解決されるべき問題で、できるだけ有線放送部会に案件が来ないのが望ましいと思います。ここに来るのは、やはり先ほど大谷委員がおっしゃったように、フォローアップをなさらなかったとか、お互い勘違いがあったとか、そういう場合のような気がいたします。ですから各業界、利用者の方にガイドラインを周知徹底していただいて、フォローアップを行うというのは、大谷先生がご指摘されたとおりでと思います。

ガイドラインが示されたので、今後当部会が調整をしなければならないという案件はあまり多くはないことを期待しますが、やはり世の中変わっていきますから、デジタル放送や、通信と放送の融合等様々なことが出てくると思います。絶えずフォローアップして対処していかないと、後手に回ってしまうわけです。

先ほどお話した件が後手に回ったのは、十何年間あまり何もしなかったというのが最大の原因です。今は世の中の変革が速いですから、できるだけフォローアップしていた

だいて、業界の方にも意見を聞いていただいて、問題をピックアップして予防的措置を講じていく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何かご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

○根元部会長　それでは、区域外再送信の現状については報告をいただいたことを了承ということにさせていただきたいと思います。

それでは次の審議に移ります。次の議題の審議は、議事規則の第9条第1項ただし書きの規定により、非公開とさせていただきたいと思います。ここで傍聴者の方々は本会議室からご退室をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(傍聴者退室)

○根元部会長　それでは、諮問事項の審議を進めてまいります。諮問第2001号の石見銀山テレビ放送株式会社の有線テレビジョン放送施設の設置許可についてでございます。総務省からご説明をお願ひしたいと思います。

○平口地域放送課長　資料1-4に沿って説明をさせていただきます。本件は石見銀山テレビ放送から平成20年9月22日付で有線テレビジョン放送法第3条第2項の規定に基づきまして、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について、申請があったものでございます。これを審査した結果、許可の基準ですが、同法第4条第1項各号の規定に適合し、かつ同法第5条各号欠格事由の規定に該当していないと認められたため、同法第3条第1項の許可を与えることについて、諮問をするものでございます。

それでは別添資料に基づいて、申請の概要及び審査の概要等について説明をさせていただきます。1枚おめくりいただきまして、別添資料の下に1と書いてあるページをごらんいただきたいと思います。(1)申請の概要でございます。申請者の石見銀山テレビ放送株式会社(代表取締役杉谷雅祥)は、島根県大田市に平成18年1月に設立された会社でございます。大田市は人口4万1,000人、島根県の人口7番目の都市でございます。資料最終ページの11ページに、島根県のケーブルテレビの現状を記した地図がございますので、ご参照いただければと思います。島根県の真ん中辺、大田市です。石見銀山があるところでございます。

1ページに戻っていただきまして、4行目、設置を必要とする理由でございますが、平成17年10月の合併、旧大田市、温泉津町、仁摩町の1市2町が合併をいたしまして、新たに誕生した大田市におきまして、旧市町で受け継がれた歴史や文化を生かしつ

つ、新しい都市にふさわしい市民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化や情報化の進展など、時代潮流に適応できる社会基盤の整備を進めていくことが必要となっているところでございます。このため、石見銀山テレビ放送によりまして、地域密着型の情報インフラとしてHFC方式によるケーブルテレビ施設を設置し、これを活用することにより、地上放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報、行政情報などのサービスを実施しようとするものでございます。

次に、施設区域の欄でございますが、大田市の一部、9,342世帯を整備するものでございます。10ページをごらんいただきたいのですが、大田市のエリアが載っている、大田市全域を表した地図がございますが、大田市境は黄色の線です。本申請に係る施設区域はこの地図のうち赤枠で記した区域でございまして、その他の地域は来年度と再来年度に向けて整備をする予定となっております。

また1ページへお戻りいただきたいと思っております。主たる設備の設置場所でございます。左側に縦で書いてあるところですが、これにつきましては地上アナログ・デジタル放送、それからBS、CS放送、及びFMラジオの受信空中線及びヘッドエンド等を大田市大田町大田に設置することといたしております。区域外再送信につきましては、大田市三瓶町から専用線で伝送するというようにいたしております。それからその下の設置完了予定及び施設の規模でございますが、平成21年3月までに施設設置を完了する予定でございまして、平成21年4月から放送サービスを開始する予定でございます。また、引込端子の数は1万2,036になっているところでございます。施工の方法、保守の方法につきましては、業者に委託する予定とこのことでございます。放送内容につきましては、テレビ57チャンネルを計画してございまして、自主放送、地上波再送信、BS再送信、CS再送信を放送予定としてございます。伝送路の形態につきましては、HFC方式とし、上限周波数は770メガヘルツとなっております。使用する周波数につきましては、7ページに周波数配列図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

2ページでございますが、事業収支見積もりでございます。まず収入につきましては、受信者からの契約料及び利用料に加えまして、4行目、大田市の行政番組の番組制作料、委託料の収入等を予定しているものでございます。また支出につきましては、人件費、それから物件費、物件費の中には保守修繕費等が入っていますが、そういうのを適切に計上しているものでございます。差し引き収益金というところの行ですが、本計画によ

りますと、収支は開局4年目で黒字になる予定となっております。

その下の行で、建設資金の調達につきましては12億8,000万ですが、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金2億3,400万、大田市からの補助金3億7,600万、金融機関からの借入金6億7,000万により調達するものでございます。それから料金の予定につきましては、加入料5万2,500円を予定しておりまして、利用料は地上波・BS再送信を中心とするサービスが毎月2,310円から、付加サービスとしてBS、CS放送を含めた多チャンネル放送サービスを予定しております。

3ページからが審査の結果でございます。(2) 審査の結果等、ア、審査の結果でございますが、本件申請について、有線テレビジョン放送法4条1項の許可の基準及び法第5条の欠格事由に関しまして、有線テレビジョン放送法関係審査基準に照らした審査結果を次表のとおりまとめてありますので、説明をさせていただきたいと思っております。表の1番目、左側に審査基準が書いてありまして、それに審査結果が適するかどうか、その理由を表で書いてあります。まず第3条で欠格事由というのがありまして、本件申請者は有線テレビジョン放送法及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律、有線電気通信法の罰則等を受けた者ではなく、欠格事由には該当しないものでございます。

それから次の審査基準4条、施設区域でございますが、施設区域は大田市の一部でありまして、行政区域の全域を施設区域とするものではありませんが、人口集中地区全域がこの施設区域に含まれているものでございまして、かつ今回の申請以外の地域につきましては、来年度及び再来年度に向けて整備される予定との将来計画が明らかにされていることから、基準を満たすものと認められるものでございます。

それから3ページの一番下の第5条、施設計画の合理性及び実施の確実性でございますが、施設区域は大田市で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等を勘案した上で設定されているなど、適切であると認められるものでございます。

おめくりいただきまして4ページでございますが、(3)でございます。施設の設置において必要な道路占有、それから電柱共架等につきましては、国土交通省、島根県、大田市、JR西日本、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社から承諾を得ているなど、適切であると認められるものでございます。

(4) の設備の設置場所ですが、関係法令に照らして必要な対応がとられております。

(5) の設置者でございますが、自立的な事業活動を行う実体を有する者であると認められます。

審査基準第6条の施設の技術上の基準でございますが、ポイントを申し上げますと、本施設はHFC方式でありまして、放送及び通信、インターネット信号を同一線路で送信するものでございます。このため、有線テレビジョン放送法施行規則23条1項に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用されるものは、FM告知放送、及びケーブルテレビ・インターネット信号がございまして、有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものであるため、支障はないと認められるものでございます。その他、各項目につきまして、技術的条件に適合しておりまして、第6条も認められるものでございます。

それから5ページをごらんいただきたいと思っております。審査基準第7条の経理的基礎及び技術的能力でございます。まず(1)の経理的基礎につきましては、ア、工事費及び建設資金の調達について、工事費が施工業者の見積もりにより、適切に計上されておりまして、これに見合う建設資金は補助金及び借入金により調達することとしております。借入金につきましては、銀行からの融資証明が添付されているなど、特段問題はございません。

またイの事業収支見積もりでございますが、大田市で行いましたケーブルテレビに関するアンケートの結果、約90%がケーブルテレビの利用に高い関心を示しているという結果となったことを踏まえまして、1年目で65%、5年目で75%の加入を見込んで事業収支を見積もっております。収入はこの加入者からの契約料、利用料を基本としておりまして、妥当な見込みであると認められるものでございます。支出につきましては、放送に必要な経費のほか、修繕費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に見込まれており、問題はございません。

これらを基礎として算出した見積もりは、先ほども申しましたが、開局4年目で単年度黒字を計上し、その後も毎年一定の利益を確保する見通しとなっております。事業運営に支障はないものと認められるものでございます。また、本件の当該施設区域には他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はございません。また本施設については受信障害の解消のみを目的とするものではございません。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございますが、ウの資金計画につきましては、収支の見積もり及びバランスにかんがみて適切であると認められ、また借入金の返済も行われるということで、3年目から着実に返済を行う計画となっております。問題ないと認められるものでございます。

それから次に（２）の技術的能力でございます。ア、施設の設置工事及び保守等につきましては、地元においてCATV工事の実績がありまして、総合評点の高い工事業者から選定し、委託する予定でありまして、保守についても業務委託条件に沿うことができる事業者を選定し、委託する予定でありまして、支障がないと認められるものでございます。

またイの保守体制につきましても、自社及び委託事業者において緊急保守にも対応できる体制を設定し、十分な要員を確保することとしており、支障はないと認められるものでございます。

それから審査基準第８条の施設設置の適切性でございますが、当該施設は大田市において地上波の再送信、それから多チャンネル放送サービスを可能にするとともに、行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティーチャンネルなどの自主放送、それからインターネットサービスの提供等により、情報格差の是正や難視聴対策に資するものでございまして、当該施設の設置は必要かつ適切であると認められるものでございます。

また、２、申請者は一般放送事業者、もしくは地方公共団体から支配を受けるものではございません。

なお、本施設の設置申請に関しまして、有線テレビジョン放送法４条２項に基づきまして、島根県知事の意見を聞いたところ、８ページ、９ページにありますとおり、島根県知事から申請のとおり有線テレビジョン放送施設を設置することについて、問題はないとの回答を得ているところでございます。

以上の審査の結果、有線テレビジョン放送法第４条１項各号の規定に適合し、かつ同法第５条各号欠格事由の規程に該当していないと認められると考えているものでございます。以上でございます。

- 根元部会長　　ありがとうございました。設置の申請書が出て、審査し、各項をくまなくチェックして適であるという結論、なおかつ県知事の意見もいただいて特に支障はないというご説明でしたが、何かご質問はございますか。
- 岡村委員　　参考までにお聞きしたいのですが、設置完了予定が平成２１年、すなわち来年の３月ということである一方、１ページによりますと引込端子数が約１万２、０００ということで、結構な規模に及んでいるようなのですが、この規模でこのぐらいの期間で設置工事は完了するのが普通なのでしょうか。約半年余りになるかと思いますが。
- 平口地域放送課長　　２１年３月に設置完了するというところで、事業者からは聞いてお

ります。

○根元部会長 実際にこれでやれるのですか。

○岡村委員 過去のものからすると、大体こんなものであるわけですね。

○平口地域放送課長 はい。無理な計画ではないと考えております。

○岡村委員 わかりました。

○根元部会長 ほかに何かご意見はありますか。よろしゅうございますか。それでは諮問第2001号につきましては、諮問のとおり許可することが適当である旨、答申を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長 では、そのようにさせていただきます。

ひとつ質問ですが、事業支出に番組購入費がありますが、そこには著作権料は入っているのでしょうか。著作権料を払う払わないでもめることがあるかと思いますが、事業を開始するときに、それを支出に含めているのでしょうか。

○平口地域放送課長 多チャンネル放送等で買ってくるときには、放送事業者に番組の放送料は入ると思います。

○根元部会長 その中に著作権料も入っているのか、後で教えてください。

○平口地域放送課長 わかりました。

○根元部会長 ありがとうございます。以上で本日の議題は終了しております。委員の皆様から、何かご発言はございますか。よろしゅうございますか。事務局から何かございますか。

○永利総務課課長補佐 ございません。

○根元部会長 それでは本日の第1回の有線放送部会はこれで終了したいと思います。次回につきましては別途明確になり次第、事務局からご連絡を差し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉 会